

第3回漁業特定技能協議会・漁業分科会 (議事概要)

1. 日 時：令和元年 12 月 24 日（火）16：30～18：00

2. 場 所：水産庁 中央会議室

3. 出席者：

【漁業分科会構成員】

一般社団法人 大日本水産会 常務理事	小林 憲
一般社団法人 大日本水産会 事業部長	木上 正士
全国漁業協同組合連合会 漁政部次長	三次 亮
一般社団法人 全国いか釣り漁業協会 専務理事	中津 達也
一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会 専務理事	納富 善裕
一般社団法人 日本定置漁業協会 専務理事	玉置 泰司
一般社団法人 全国まき網漁業協会 専務理事	武井 篤
一般社団法人 全国底曳網漁業連合会 業務課長	筆谷 拓郎
海士町 主査	磯谷 光司

公益財団法人 国際研修協力機構 申請支援部長	妹川 光敏
	野村 耕治

全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
--------------	-------

水産庁 漁政部 企画課長	保科 太志
漁政部 企画課 課長補佐	鈴木 岳明
漁政部 企画課 漁業監督指導官	田上 航
資源管理部 管理調整課 首席漁業調整官	阿部 智
資源管理部 国際課 海外まき網漁業係長	甲斐 史文
増殖推進部 栽培養殖課 課長補佐	古賀 一郎

【事務局】

一般社団法人 大日本水産会 事業部海事課長	玉井 博史
事業部業務課課長代理	茅野 直登
事業部業務課	甲斐 将大
事業部業務課	内堀 湧太

4. 議事要旨

議題1. 特定技能における漁業技能測定試験（漁業）の受験資格について

事務局及び水産庁より議事1「特定技能における漁業技能測定試験（漁業）の受験資格について」について説明。

- これまでの分科会において、漁業技能測定試験（漁業）の受験資格に「漁業経験3年以上または水産高校卒業（卒業見込みを含む）」を要件として盛り込むことについて業界関係者間の共通認識が図られてきたところ。しかしながら、関係省庁間での検討の結果、特定技能制度の建て付け上、受験資格として経験及び学歴を要件として求めることは難しいとの結論に至った。このため、経験や学歴を試験実施要領において受験資格として定めることなく試験を実施することの可否を含め、業界関係者の意見を改めて伺いたい。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 他業種も含めた特定技能制度において、漁業と同様に受験資格は18歳以上のみと定められているのか。
→ 漁業で設定している18歳以上という受験資格は、出入国在留管理庁とインドネシア政府が協議した結果、先方政府より求められたもの。他業種においてもほとんどが17歳以上としているなど、年齢制限のみ設けていると認識している。
- 漁船漁業技能実習はパイロット事業から始まり、民間で協力しながら積み上げてきた制度。今の特定技能は資格さえとてしまえば何でもできる状態となっており、また、安全管理の体制も整っていない状況の中で各業界団体が対応できるのかを心配している。また、トラブルが起こった際の対処方法をどう考えるのが重要であるが、業界団体がどこまで介在できるのかも明確でない。これまでと違うトラブルが起こるのではないかと懸念している。
→ 技能実習は技能移転が目的であり、受け入れる技能実習生も一般の労働者としてではなく実習生という立場で保護されているが、特定技能は一定の技能を有する外国人材を受け入れるもので、日本人と同一の労働者の立場となる。関係省庁間での検討の結果、受験資格として経験や学歴を要件として求めることは制度の建て付け上難しいとの結論に至った一方、インドネシア側とは試験日の設定や現地関係者との調整も終了し、受験資格として学歴や職歴を問うことも了承頂いている。これらを踏まえると、現在取り得る選択肢は、①年齢制限のみの条件で試験を実施し、採用に関しては各々の判断にすること、②試験を実施せずに引き続き制度改正を求めていくことの二択となる。なお、①を選択した場合であっても、今後インドネ

シア側から合格しても就業に結びつかないことについて指摘され、制度そのものの見直しにつながっていく可能性はあると考えられる。

- 試験と併せて漁業経験を問うことで漁業に就業する適性を測るものと理解していた。試験さえ合格すれば誰でも採用されうるという状況に対し、何らかの歯止めは必要ではないか。経験を問うことが不可能であればそのような試験問題に変更することはできるのか。また、他業種ではそのような試験を行ってはいないのか。

→技能実習制度の技能評価試験では、実技試験を行うことで漁業経験を判断してきた。しかし、今回の特定技能に関する試験はCBT方式が基本となり、他業種もほとんどそのような状況。適性を問うことについて、受験資格ではなく採用後に判断することについては可能であるため、業界の方々に漁業経験の適性を問うような内容の申し合わせを決定していくことも考えられる。

- 漁業経験が全くなく試験に合格しただけの外国人材が、そのまま登録支援機関を通じて入ってくることに伴う新たなトラブルの発生を危惧している。傘下の漁業者で受入れをスタートしたところがあるが、登録支援機関に支払う手数料が非常に高く、彼らの商売になっているようにも見受けられる。
- 特定技能がスタートしたことで、日本側が、来てもらう外国人は誰でもよいということになれば、送り出し機関が特定技能に魅力を感じ、技能実習に人材を送り出さなくなるため、いずれ技能実習はなくなることが予想される。
- 養殖分野と漁業分野の兼業というニーズがある中で、経験又は学歴を試験の要件としてしまうと、それがない者は兼業ができなくなってしまうことにも留意が必要。

→適正がない者が入ってきて問題が起こるのを防ぐため、経験又は学歴を試験の要件としたいというのが、これまでの分科会での業界団体側の意見であった。今日の議論を聞く限りでも、経験を問いたいというのが漁船漁業業界の大勢ではあるが、業界内にニーズがあるのであれば、養殖の技能実習を3年間立派に終えたような者には、漁船漁業の経験がなくとも受験資格を与えることについて、別途新たな視点として議論しても良いかもしれない。

- 外国人を選抜して特定技能として上陸させる場合、試験において選抜する方

法の下位に、分野別所管省庁による上乗せ告示基準において漁船漁業の固有要件を設ける方法がある。現行では、外国人本人の上陸許可基準で固有要件を設けているのは、漁業、農業分野以外の分野で派遣雇用契約の禁止の基準を設けている。改正にあたっては、合理的な説明や出入国在留管理庁との調整が必要であるが、全くの漁業未経験者が特定技能で入国することを防止する根拠の一つとして考えられる。

→上乗せ告示以外でも、例えば、協議会の決定事項として要件を定め、要件を満たさない者は特定技能として在留できない等の制限を設けることも一案ではないか。

→協議会の決定事項として要件を定めることも可能だと思われるが、一度入国している外国人を帰国させることに繋がりうるため、出入国在留管理庁とも調整する必要がある。

上記の議論を踏まえ、事務局より、①受験資格は18歳以上のみとし、試験を実施していくこと、②試験に合格した者の適格性を問う方法については、協議会決定事項を定めることも視野に入れた議論を継続する、③募集時のHP等に学歴・経験がない者については就業できない可能性が高い旨の注意喚起を行うこと、の3点を提案し、了承された。

以上